

平成 29 年度 第 1 回練馬区特別支援教育推進委員会 会議録

平成 29 年 9 月 8 日 (金)

於：練馬区役所

1 委員の紹介

事務局から配布資料に基づき委員を紹介

2 報告

(1) 練馬区特別支援教育推進委員会設置要綱の改正について

事務局から配布資料に基づき報告（学童クラブ所長が新委員として参加）

(2) 練馬区における特別支援学級の状況について

事務局から配布資料に基づき、現在の状況を報告

(3) 「練馬区立小・中学校における特別支援教育充実の取組」の策定について

事務局から配布資料に基づき報告

【委員からの意見】

（障害への理解について）

- ・パラリンピックに対する理解を進めていきたい。
- ・通常の学級と特別支援学級との交流は、一般児童が障害を理解することにつながる。

（副籍制度について）

- ・地域指定校における環境整備が進むと、副籍制度の充実になる。
- ・副籍制度を利用した児童・生徒の受入については、学校により温度差があるのが実情である。

（子どもへの支援について）

- ・小中学校のことだけを考えるのではなく、特別支援学校高等部などを含めた将来の進路やその後の考え方など、先を見据えた対応をしてほしい。
- ・小学校の入学にあたって、事情により「就学支援シート」の提出ができない保護者、子どもの障害について理解していただけない保護者もいる。そのような方への配慮も必要である。
- ・子どもへの支援としては、教育の面だけではなく、医療での対応が必要なケースも考えられる。その点も考慮してほしい。

（医療的ケアについて）

- ・看護師を非常勤化し、医療的ケアとしての体制は整った。今後は学校側

がどのように有効に活用していくかの体制づくりが課題となった。

(教員の養成について)

・障害のある児童・生徒への指導を行う教員の養成はとても大切であり、練馬区としてどのように行っていくのかを考えてほしい。

(民間施設への協力について)

・民間施設が研修を行うにあたっては、区がノウハウを示すなど、適切な助言が必要である。

(4) 「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」の策定について

事務局から配布資料に基づき報告

3 議事

練馬区における就学相談手続きの見直しについて

(就学相談と一般相談との区分けについて)

・保護者の思いが揺れている状況の中、就学相談と一般相談の区分けは難しいとは思いますが、見直しとして有効な手続きである。

(外部機関での発達検査の実施について)

・発達検査の実施は外部に依頼できるが、待機者も多い状況である。
・田中ビネー知能検査について、前回検査から2年間は再検査を行わないのが原則である。

(行動観察について)

・行動観察は、児童にとって非日常的な場面であるため、当日とった行動の正確性は十分ではない。現在所属している保育園・幼稚園・小学校などからの情報を集めることが大切。自由記述ではなく、あらかじめ定められた様式で、かつ記入者の負担にならない方法でとることが大切である。

(就学先について)

・就学先については柔軟な対応をお願いしたい。特に小学校新入学者への気配りを十分に行ってほしい。

(IQ 値の高い児童への対応について)

- ・ IQ 値の高い児童についても、全体的なバランスや中核的な能力も考えて就学先を検討してほしい。